

手 数 料 表

職業安定法に基づき、厚生労働省に届け出ている手数料率及び着手金を以下の通り明示しております。
下記の手数料及び着手金は上限です。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者	
求人を受け付ける時の事務費用	なし	
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬	期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%
		期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が１年を超える場合は最大１年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%
	手数料負担者は、求人者とします。	
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬	職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%
	手数料負担者は、求人者とします。	
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金	なし
	活動一日当たり	なし
	成功報酬	職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%
	手数料負担者は、求人者とします。	
就職を容易にするための求職者の対する専門的な相談・助言	成功報酬	職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%
	手数料負担者は、関係雇用主とします。	

※上記手数料は消費税が含まれておりません。別途加算となります。

株 式 会 社 エ ン ド ウ ハ ウ ゼ
群馬県前橋市南町二丁目 43 番地 2
SK21 ビル A 棟 5 階
有料職業紹介事業許可番号
10-ユ-300104